



福岡医発第2178号(地)
平成23年 2月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成22年分社会保険診療報酬支払基金の報酬等支払調書について

標記の件につきましては、昨年度と同様に支払基金より各医療機関宛に直接送付されます。

つきましては、貴会におかれましても貴会会員へ下記事項に十分ご留意いただくよう申し添え下さいますようお願い申し上げます。

なお、報酬等支払調書は、2月23日(水)に発送される予定です。

記

- 1 本調書は同じものが、各会員の所轄税務署へ送付されます。
- 2 調書に関する質問については、原則、福岡県医師会地域医療課(Tel092-431-4564)までご連絡願います。

また、例年調書配布後より(特に税理士より)支払基金へ直接問い合わせがある旨支払基金から連絡を受けておりますので、会員より顧問税理士等へ手渡される際にも、上記2について貴会会員より周知いただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、「当座口振込通知書」については、通常月は増減点連絡書等と同封されていますが、「平成23年2月支払分(平成22年12月診療分)」については「報酬等支払調書」に同封されますので、ご留意願います。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

《 お知らせ 》

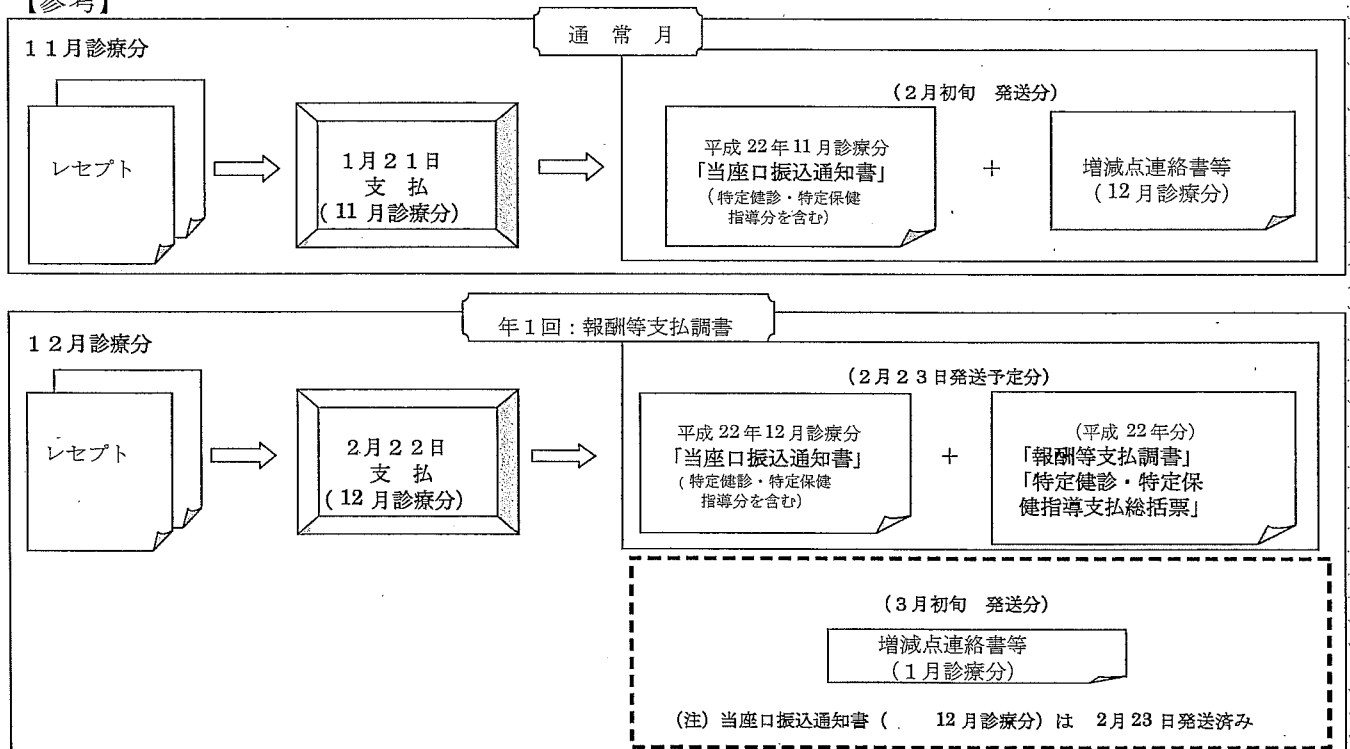
平成 22 年分『報酬等支払調書』の送付について

標記につきましては、下記のとおり送付いたします。

記

- 1 送付日 平成 23 年 2 月 23 日 (水曜日)
- 2 送付内訳 (1) 平成 22 年分「報酬等支払調書」
(2) 平成 22 年分「特定健診・特定保健指導支払総括票」
(3) 平成 22 年 12 月診療分「当座口振込通知書」
- 3 その他 (1) 平成 22 年分「報酬等支払調書」については特定健診・特定保健指導の費用は含まれておりませんので、ご留意願います。
(2) 平成 22 年分「特定健診・特定保健指導支払総括票」については平成 22 年に費用がある医療機関が該当となります。
(3) 平成 22 年 12 月診療分「当座口振込通知書」については 2 月 23 日 (水) に送付することから、3 月初旬発送の増減点連絡書等には同封されませんので、ご留意願います。

【参考】



※ 支払基金から送付された支払関係の帳票は大切に保管願います。

平成 23 年 3 月
社会保険診療報酬支払基金福岡支部

《 お 知 ら せ 》

(1) 「当座口振込通知書」について

平成22年12月診療分(平成23年2月支払分)「当座口振込通知書」につきましては、同年2月23日(水)送付の平成22年分「報酬等支払調書」に同封いたしましたので、ご留意願います。

毎月送付している「当座口振込通知書」については、確定申告の際、必要な書類となりますので大切に保管願います。

(2) 平成23年3月(平成23年1月診療分)の診療報酬等の支払日について

診療報酬等の支払につきましては、原則20日に各保険者等からの診療報酬等の納入を受けて翌日21日に各医療機関等へ支払うこととしておりますが、3月(1月診療分)の診療報酬等支払日については、曜日の関係で各保険者からの診療報酬納入が22日(火)となり、3月23日(水)が診療報酬等の支払日となっておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。